

# 保育 ICT ラボ事業実施要綱

## 第1 事業の目的

この事業は、保育分野におけるICT環境整備についてのロールモデルとなる事例の更なる創出とともに、横展開を行うことにより、負担軽減や保育の質の向上効果を保育現場が実感をもって理解する環境を整備するとともに、働きやすい職場環境づくりを通じた将来の保育士を目指す若者への魅力発信にも資することを目的とする。

また、本事業を実施することにより得られた知見を、次年度以降の他の保育ICT関連事業の改善・向上につなげる。

## 第2 事業の実施主体

事業の実施主体は、保育 ICT ラボ事業の実施主体として、こども家庭庁から決定を受けた団体（以下「民間事業者等」という。）とする。

なお、実施団体においては、事業目的を達成するために必要があるときは、事業の一部について事業を適切に実施できる者に委託することができる。

## 第3 事業の内容

民間事業者等は、助成決定事業者（別に定める助成要領に規定する助成決定事業者をいう。以下同じ。）との役割分担の下、以下の全ての取組を行うものとする。なお、1及び2を実施するにあたっては、こども家庭庁が予め定めるテーマに基づいて実施すること。

- 1 助成決定事業者に対して、事業実施期間中に、一定の地域内にある先端的な保育ICTを実践している保育所等について、ICTを用いた保育の実践に関する課題の分析や導入効果の検証等を行い、実践公開や導入効果の最大化等を通してショーケース化する取組に係る費用を助成するとともに、必要に応じて、助成決定事業者に対し、当該取組に係るノウハウの提供や助言等を行う。
- 2 助成決定事業者に対して、事業実施期間中に、ICT導入に関する技術的なサポート対応や、ICT活用にあたっての伴走支援を行う外部人材の派遣及び保育所等においてICT推進のコアとなる人材育成の手法等の創出に係る経費を助成するとともに、必要に応じて、助成決定事業者に対し、当該取組に係るノウハウの提供や助言等を行う。また、これらの成果を踏まえて、考察や諸課題、提案を加えた報告書等の作成につなげる。
- 3 包括的なICT化の取組を行っている保育所等や自治体間のネットワーク形成、及びこうした取組の社会的気運を醸成していくための普及啓発の取組として、助成決

定事業者に対して、1及び2の取組を踏まえ、自治体内における先端事例の横展開に係る経費を助成するとともに、関係自治体等の間のネットワークを構築するための定期的な連絡会議の開催や、先進事例としての全国への普及啓発及び本事業に参画する自治体以外も含めた実績報告会等を行う。

#### 第4 事業の要件

1 事業実施に当たっては、以下の全ての要件を満たすものとする。

ア 事業の実施に当たっては、実施地域の偏りがないように考慮した上で、複数の都道府県において行われる事業であること。

イ 創意工夫や熱意をもって行われ、保育所等の負担軽減や保育の質の向上、他の地域における事例の応用等に資する効果的な事業であること。

ウ 他に国又は地方公共団体その他の団体等から助成を受けている実施主体にあつては、既に受けている助成による対象経費と本事業の費用助成による対象経費を区分経理して実施すること。

エ 次のいずれにも同意の上、事業を実施すること。

- ・ こども家庭庁が行う必要な報告の求め、関係書類等の提出指導、当該実施主体の関係者への質問又は立入検査等の検査に応じること。
- ・ 本実施要綱に定める規程を遵守すること。

オ 実施主体は、助成要領の規定のとおり、助成決定事業者に対して、自治体との連携が円滑に進むよう必要な助言等を行うこと。なお、別途、こども家庭庁から情報提供する内容(保育所等が活用可能な国庫補助事業等)を保育所等へ周知し、国庫補助事業等の活用を促すこと。

カ 実施主体は、助成決定事業者が連携を行った自治体や保育所等を把握し、こども家庭庁へ報告を行うこと。

2 補助の対象とならない事業は以下のとおりとする。

第3に規定する内容や実施主体としての要件を満たさない民間事業者等が実施する事業や、事業内容の要件を満たさない事業のほか、以下に該当する事業は、原則として採択しない。

ア 事業の主たる目的である事務・事業を実質的に行わず、外部委託する事業が大部分を占める事業。

イ 事業の大部分が備品購入等である事業。

#### 第5 事業の実施方法

1 事業実施計画の作成

民間事業者等は、第3に規定する事業を実施するに当たり、こども家庭庁と協議の

上、事前に事業実施計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施するものとする。

## 2 助成要領に基づく助成決定事業者の決定

民間事業者等は、別に定める助成要領に基づき、以下に定める方法により助成決定事業者を決定するものとする。

ア 公募により助成対象事業者（別に定める助成要領に規定する助成対象事業者をいう。以下同じ。）を募集すること。

イ 助成対象事業者に、事業計画や、これまでの活動状況に関する資料等を提出させ、こども家庭庁とともに助成対象要件を満たしているか等について審査すること。

ウ 原則、第三者で構成される選考委員会を開催し、助成の可否を決定すること。

エ 助成決定事業者を決定した場合には、助成決定内容に関する事業者名や所在地等の情報を、速やかに民間事業者等のホームページ等で公表し、こども家庭庁へ報告すること。

オ 助成決定後、必要に応じて助成決定事業者の事業実施状況を確認するなど、別に定める実施要綱等の規定に基づき適切な事業実施がなされているか確認すること。

カ 事業終了後、実績報告を提出させ、その内容を確認するとともに、事業実績の内容についてホームページ等で公表し、こども家庭庁へ報告すること。

## 3 実績報告会の開催

本事業の実績について報告する会をこども家庭庁が定める日までにオンラインで開催すること。報告会にはこども家庭庁、各助成決定事業者その他本事業の関係者を参加させること。

## 4 こども家庭庁との協議

民間事業者等は、本事業を実施するに当たり、適宜こども家庭庁と協議の上、第3に規定する事業を実施するものとする。

## 5 自治体向けの参考資料の作成

事業の成果を踏まえて、自治体の人材育成等を行う際の参考となる資料を作成すること。

## 6 特設ウェブサイト用のコンテンツ作成

特設ウェブサイトにおいて、事業内容をその関連施策を含めて効果的に発信するためのコンテンツを作成すること。

## 7 事業報告書の作成

民間事業者等は、本事業の実施内容を踏まえ、調査結果をまとめ、考察や諸課題、提言を加えた報告書を作成するものとする。

## 第6 事業の実施期間

採択日から開始し、こども家庭庁が定める日までに完了するものとする。

## 第7 経費の負担

この実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。

## 第8 会計

本事業の実施に当たっては、特別会計を設けること等により、本事業に要する費用について他の事業と区分して明瞭に経理するものとする。

## 第9 その他特記事項

### 1 委託の取扱い

民間事業者等が本事業の全部を一括して第三者に委託することは禁止する。また、総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分は委託してはならない。

また、民間事業者等は、秘密保持、知的財産権等に関して本実施要綱が定める民間事業者等の責務を委託先業者も負うよう、必要な処置を実施すること。

### 2 著作権の取扱い

こども家庭庁及びその他の第三者は、事業期間中及び事業期間終了後において、本事業の実施過程において得られる全ての成果物を、民間事業者等の許可を得ることなく使用できるものとする。

### 3 個人情報の取扱い

本事業によって知り得た個人情報は、次に掲げるとおり取り扱うこと。

ア 事業の一部を委託した者以外の第三者に提供してはならないこと。

イ 個人情報が記された資料を、事業実施以外の目的で複写又は複製してはならないこと。作業の必要上、複写又は複製した場合は、作業終了後、適切な方法で破棄しなければならないこと。

ウ 個人情報漏洩等問題となる事案が発生した場合には、事案の発生した経緯及び被害状況等について、記録に残すとともに、被害の拡大の防止及び復旧等のための必

要な措置を講ずること。

エ 民間事業者等は、その保有する個人情報にアクセスする権限を有する者をその利用目的を達成するために必要最小限の人員に限ること。

オ 上記を含め、個人情報の取り扱いに関し、規定を設け、適切に保護し、管理すること。